

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	駐車場の使用料等	
根拠条例等・条項	堺市立文化会館条例第15条 堺市立文化会館条例施行規則第17条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>駐車場の使用料等については堺市立文化会館条例15条及び、堺市立文化会館条例施行規則第17条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立文化会館条例及び堺市立文化会館条例施行規則】別紙参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	

別紙

【堺市立文化会館条例】

(駐車場の使用料等)

第15条 会館の駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内で市長が定める使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。

2 市長は、利用者の利便の向上を図るため必要があると認めるときは、駐車場を利用する場合に使用することができる利用券(以下「利用券」という。)の発行その他の駐車料金を割り引くための方法を採ることができる。

3 市長は、前項の規定により利用券の発行その他の駐車料金を割り引くための方法を採る場合においては、規則で定める額の範囲内で駐車料金を割り引くことができる。

4 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、利用券に係る駐車料金については、その発行の際に徴収する。

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【別表第2(抜粋)】

駐車場	1台・30分	最初の30分まで	無料
		以後30分までごとに	200円
1台・1日			2,930円
1台・1カ月			20,950円

【堺市立文化会館条例施行規則】
(駐車場の使用料等)

第17条 条例第15条第1項の市長が定める使用料(以下「駐車料金」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 条例第15条第2項の利用券の発行その他の駐車料金を割り引くための方法は、東文化会館、堺市男女共同参画交流の広場及び堺市立東図書館に設置する認証機に駐車券を挿入し、駐車料金を割引認証する方法とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める額は、駐車料金の6割に相当する額とする。

4 条例第15条第5項の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車又は同乗する自動車を駐車する場合で当該手帳その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして市長が適当と認めるものを提示することができるとき。 駐車料金の全額

(2) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者が同乗する自動車を駐車する場合で当該手帳その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして市長が適当と認めるものを提示することができるとき。 駐車料金の全額

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車又は同乗する自動車を駐車する場合で当該手帳その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして市長が適当と認めるものを提示することができるとき。 駐車料金の全額

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者が自ら運転する自動車又は同乗する自動車を駐車する場合で当該受給者証を提示することができるとき。 駐車料金の全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める自動車を駐車するとき。 その都度市長が定める額